



うえき



平成26年

6月号

第49号

発行：植木町合併特例区協議会 熊本市北区植木町岩野 238-1 ☎272-1111

ホームページ：<http://www.uekimachitokureiku.hinokuni-net.jp/>



5月3日、4日の2日間「第7回すいか祭り」が植木文化センター東側特設会場で開催されました。すいかの試食・販売、すいか早食い大会、すいかdeハロウィーン、ステージでの各種イベントなど様々な催しが行われ、約1万6千人の来場者で賑わいました。

植木すいかのちびっこ応援団！

第7回合併特例区協議会

5月8日、協議1件・報告4件について審議しました。主な内容は次のとおりです。

- 植木町合併特例区規約の一部変更については、菊池市(旧泗水町)が施工した水田のほ場整備事業により、両市の土地を交換分合し境界を変更するものであり同意しました。
- 合併特例区事業の整理の方向性及び今後のスケジュールを検討しました。はってん祭については、これまでの協議を踏まえ今年は業者委託を減らし手づくりの祭りに主眼をおきます。文化ホールを活用した「地域ふれあいフェスティバル」(文化芸能の披露)や「うえき夏の夕べ」としてステージイベントを主にした住民主体の祭りにしていくため、今後慎重に検討していきます。
- 子ども医療費助成事業(ひまわりカード)については、特例区終了と同時に熊本市の制度に統一するとの説明に対し、「子どもを持つ親には大きな問題なので早めに周知できないか」との指摘に、自治協議会連合会にも説明し、市政だよりでも周知するとのことでした。



▲保健子ども課 業務風景

部会活動報告

コミュニティ部会 事業の方向性



▲昨年のはってん祭の様子

部会は4月18日に開催し、合併特例区20事業の特例区終了後の方向性について、事務局がこれまで検討してきた内容の意見交換を行いました。特例区は平成27年3月22日で終了することから、特例区で実施してきた事業としては同日をもって終了します。特例区事業は「はってん祭」などの実行委員会による開催や団体への委託事業などにより行われています。

部会員からは、はってん祭について「一部の地域の人で実施されている意識があるので、全地域の人が参加するように組み立てることが必要だ」、「川上校区の夏祭りが参考になるのではないか」との意見や「実行委員会の意見を尊重するように」などの意見が出されました。

新学期スタート

部会は4月24日、植木小学校において町内小中学校長連絡会の代表の先生方と懇談会を開きました。席上、各学校の本年度の取り組みや課題についての報告や要望などが出され、その主なものは次の通りです。

- 植木小では新入生が卒業生より40名も多く、教室不足のため新たに軽量鉄骨造り2階建ての2教室を建設して対応し、5年生が入室する。
- 五霊中に通級指導教室を設置し、さらに特別支援教育の充実を図っている。
- 本年度、教育研究指定校の田原小(算数指導)、鹿南中(生徒指導)で、10月頃に研究発表会を実施する予定。
- カウンセリングルームの改装や雨漏りの補修 などの要望があり、早速部会は、市教育委員会に要望事項などを陳情することにしました。

福祉教育部会



▲植木小に完成した新教室

地域振興部会 望まれる早期完成



▲舞尾交差点から見た計画地

部会は5月7日、植木中央土地区画整理事業の進捗状況及び今後の計画について説明を聞きました。既に事業着手から15年が経過し、事業費ベースの進捗率は約78%です。平成25年度から一部エリアにおいては、従来の通常移転に加え、集団移転の手法も取り入れながら、事業の早期完了を目指しています。舞尾交差点から植木交番前交差点の北側がそのエリアであり、既に移転を完了したところもあり、補償交渉を進めていく予定です。国の補助事業内示額が予定より低い状況にあることや、上下水道・電柱等の関係先と協議調整をしながら円滑に進めていき、中心市街地活性化基本計画の範囲内で優良建築物等整備事業を実施しているとの説明があり、部会は事業がスムーズに進むよう要請しました。

特例区事業はどうか？(その3)

合併特例区では、合併に伴う住民不安を解消するとともに、市の中で一体化を促進し、住民主体のまちづくりを推進するために、地域自治活動の支援や地域振興イベントの開催、観光振興などの事業に取り組んでいます。

特例区は平成27年3月22日をもって終了することになります。期間満了により特例区の事業としては終了します。そこで今回は、残り6事業の特例区終了後のあり方について、現在の検討状況をお知らせします。

【検討の方向性】

次の3段階の検討を行いながら、終了後の方向性を見極めることとなります。

第1段階、市の事業として継続できるかどうか検討を行い、継続できるものは継続する。

第2段階、市の事業として継続することができないものは、住民主体の事業として継続できるかどうか検討する。

第3段階、市の事業及び住民主体の事業として継続できないものは、止むを得ず廃止する。

各事業の検討状況は次のとおりです。

通番号	事業名及び概要	整理の方向及び現状	課 題
15	桃のお花見会	実施主体が廃止の意向	
16	温泉納涼花火大会	継続の要望が強く、そのための方策を検討中	継続するための資金確保
17	温泉観光振興助成 (観光旅館組合)	継続の要望が強く、そのための方策を検討中	
18	観光協会助成	廃 止 (観光協会は平成27年3月に解散する)	
19	観光案内人助成	廃 止	新資料館開館に向けた観光案内方法の再検討が必要
20	田原坂公園管理事業	市の事業として継続	売店・販売ブース貸付等の課題整理が必要

Ueki Art Spa #5「パリの街角」

熊本市の奥座敷「植木温泉」で音楽とともに癒しのひとときをお届けする「Ueki Art Spa」。第5回目は、アコーディオン奏者・新井武人を中心にギターとパーカッションによるおしゃべりな音楽をお届けします。



日頃のご利用への感謝を込めて開催します。

【日 時】6月20日(金) 午後7時半～9時

【場 所】植木温泉・旅館いろは(北区植木町田底30)

【出 演】Rue de valse(ルードバルス)

アコーディオン・ギター・パーカッションのトリオ

【問い合わせ】植木まちづくり交流室(電話 096-272-6906)

※温泉・駐車場に関するお問い合わせは、旅館いろは(電話 096-274-6231)へ。

※入湯は有料です。飲み物軽食の販売もあります。当日は駐車場が混雑する場合がありますのでご注意ください。

植木地区にお住まいのくみ取り式トイレをご使用の世帯の皆さんへ

一般家庭のくみ取り式トイレのし尿(汚物)の収集回数、料金制度が来年4月から変更になります。便槽の種類に応じた制度への変更です。

【普通便槽】

毎月1回の定期収集となり、世帯人員に応じた料金体系となります。

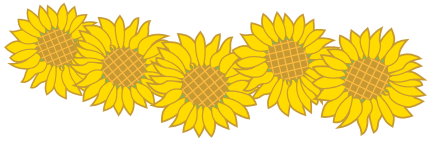
【その他の便槽】

水を少量使用する簡易水洗式トイレなどは、収集した量による料金体系です。

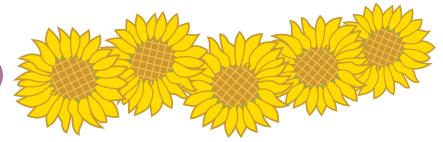
また、6月から対象となる世帯に、現在お住まいの世帯人員や便槽の種類など制度変更に伴う調査を個別に行いますので、ご協力をお願いします。※公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽をご使用の世帯は対象外ですので、ご注意ください。詳しくは、浄化対策課(電話 096-328-2366)へ。

6月の各種相談

各種相談	相談日	時間	場所
植木ふれあい相談所 (植木心配ごと相談所)	毎週木曜日	10:00～12:00	熊本市社会福祉協議会北区事務所
年金相談 *予約制 272-6905	第4木曜日	10:00～15:00	北区役所2階 会議室
行政相談	6月5日(木)	13:30～15:30	北区役所1階 相談室104
巡回行政相談	6月19日(木)	10:00～12:00	植木公民館山本分館
		13:30～15:30	植木公民館田原分館
人権相談	第1・第3木曜日	9:00～12:00	北区役所1階 相談室104



まちのわだい



▲4月9日 山東校区防犯協会青色パトロール車出発式
山鹿警察署、校区関係者が参加し行われました



▲4月18日 吉松地域コミュニティセンター開設式



▲4月23日 植木地域コミュニティセンター開設式



▲4月25日 山東地域コミュニティセンター開設式



▲5月3・4日 第7回すいか祭り
熊本城おもてなし武将隊も駆けつけ祭りを盛り上げてくれました！



▲5月11日 市消防団 植木方面隊操法予選・規律競技大会
優勝は第15方面隊が荻迫、16方面隊が豊田で両者は植木地区代表で熊本市大会に出場します

まちの行事予定及びお知らせ

- 6月 5日(木):第8回合併特別区協議会定例会(傍聴可)
- 6月13日(金):学校開放日(お出かけください)
- ※予定は変更になることがあります。
- 個人市県民税(普通徴収)第1期納期は、6月末までです！

編集後記

国内外のいろんな事故や事件報道がマスコミを賑わしている。6月に因めば、昨年のヨット転覆事故、「この国の国民で良かった」という辛坊氏の言葉が思い出される。今は季節の変わり目、事故・健康に注意し、梅雨を乗り切りましょう。

嶋村光雄